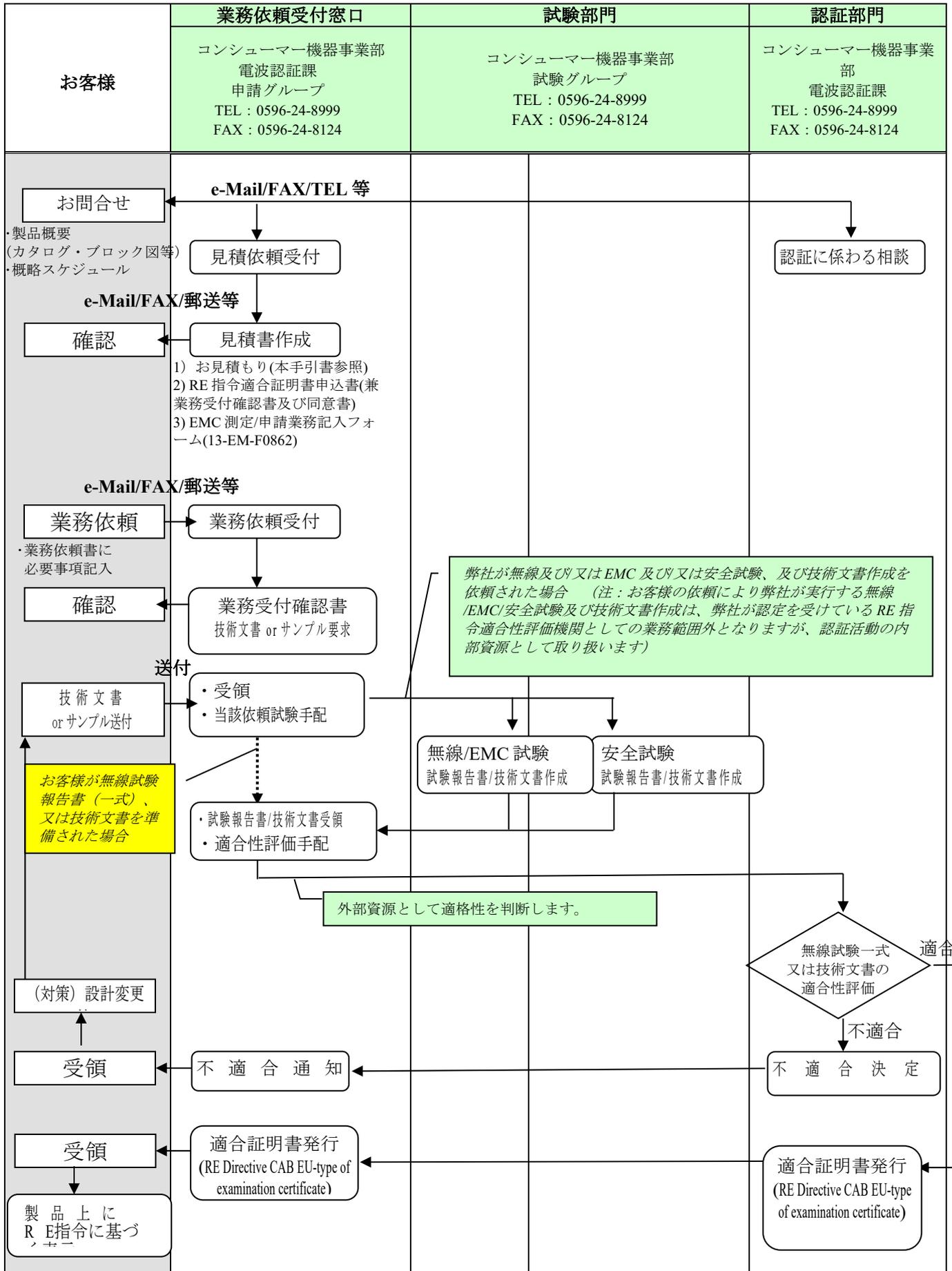




RE 指令適合証明書 お取引きの手引き

株式会社 **UL Japan**

RE 指令認証業務処理フローチャート



ご案内

当案内書では、RE 指令適合証明書に関する基本的な事項と、そのお申し込み方法をご説明します。

■ 株式会社 UL Japan について

株式会社 UL Japan (以下、「弊社」という) は、認定適合性評価機関です。MRA法に基づき RE 指令における適合性評価を実施し、その証明書 (RE 指令に適合している旨を記した RE Directive CAB EU-type of examination certificate) の交付を致します。認証可能な機器は、「弊社が認証可能な機器及び対応整合規格」を参照願います。

■ RE 指令適合性評価とは？

RE 指令が適用される電気・電子機器を製造する事業者は、RE 指令に基づき、認定適合性評価機関による適合性評価を受けることが可能です。RE 指令 Annex III で規定されている適合性評価手続きに基づき、その適合性に対する評価を行います。

■ 提出書類

弊社にお申込みいただく際に必要となる書類は、下記のとおりです。備考欄にご留意頂き、各種書類のご準備をお願い致します。

書類名	備考
RE 指令適合証明書申込書(兼業務受付確認書及び同意書)	所定様式のもの
申込書附属書 申込機器概要 相違点リスト	所定様式のもの 複数の類似モデルの同時申込、或いは後日派生した類似モデルの申込の場合、親モデルとの相違点を記したもの
技術文書	RE 指令 Annex III に基づく依頼の場合 技術文書には以下含むこと。 ①製品概要、②回路図、部品リスト、アッセンブリー組立図、ブロック図、基板図、設計計算(必要時)、③図面及び製品の動作に関する説明、④適用規格リスト、⑤試験レポート、⑥取扱説明書、⑦影響するソフトウェア又はファームウェアの情報、⑧内部写真、外部写真、ラベル図、⑨適宜宣言書のコピー、⑩リスク分析に関する書類、⑪その他、適合性の説明となる文書 (RE 指令第10条(2)、(8)、(10)の説明等、必要時)
技術書類	試験/技術文書作成*を弊社に依頼される場合 上記技術文書の構成書類のうち、試験レポートを除いたもの

*: お客様の依頼により弊社が実行する無線/EMC/安全試験及び技術文書作成は、弊社が認定を受けている RE 指令適合性評価機関としての業務範囲外となりますが、認証活動の内部資源として取り扱います。

■ サンプル

試験及び技術文書作成を弊社に依頼された場合、お客様には、業務依頼書送付時に必要なサンプル数をご連絡致します。必要サンプルを弊社業務担当者宛に送付願います。依頼書、その他必要情報及びサンプル受領後、業務完了予定日を書面にてお知らせします。完了予定日が、御社製造スケジュールに支障をきたす場合、折り返しご連絡下さい。評価に必要な時間を考慮に入れ、出来る限り、御社スケジュールに間に合うよう調整致します。

■ お申込み依頼

弊社に業務をご依頼して頂ける際には、下記宛てに電話・Fax 等でご連絡下さい。

株式会社 UL Japan コンシューマー機器事業部 電波認証課 申請グループ

E-Mail : emc.jp@ul.com

〒516-0021 三重県伊勢市朝熊町 4383-326 TEL : 0596-24-8999 / FAX : 0596-24-8124

■ 評価基準に合格しなかった場合

製品が評価基準の要求に適合しなかった場合、不適合を通知し、RE Directive CAB EU-type of examination certificate は発行致しません。評価基準に適合するよう設計変更がなされた場合、最初の評価を担当させて頂いた弊社業務担当者にご連絡いただければ、必要な再評価を受けることが出来ます。

評価結果或いは他の技術的な問題に関する解釈上のご質問や、製品に対する弊社要求が現在の技術や製品設計と矛盾すると考えられる場合、見直しを要望することが出来ます。指令要求事項に基づき問題点は他の NB 等に通知する義務があるため、関連 DB への掲載に同意したものとみなします。

■ 料金

1. 証明書発行料金

新規申請の場合、一通 100,000 円と致します。
変更申請の場合、一通 50,000 円と致します。

2. 適合性評価料

対象品又は製品の型番(以下、「モデル」という)で、かつ評価項目毎に設定されます。ただし、申込みのモデルが複数あるときは、基本となるモデル(基本モデル)については設定された料金が、残りのモデル(類似モデル)については割引料金が設定されます。尚、後日追加モデルの RE 指令適合性評価を行う場合、類似モデルと判断できるならば、類似モデルの適合性評価料を適用致します。

※変更申請に関しては、評価料金一覧表をご覧ください。

3. 試験料金

弊社が行う試験の料金は、モデル 毎で、かつ試験する項目毎の費用となります。費用は回路図、構造図、部品リスト等の技術資料をご提示いただいた上で見積るものとします。

4. 技術文書作成料金

基本料金 100,000 円と致します。お客様が技術文書の一部を作成し、弊社が残りの技術文書を作成する場合の料金は、別途お問合せ願います。

5. その他の手数料

1) 試験レポート料

試験レポートは、試験の種類に応じ 30,000 円～(安全試験レポートは試験料金に含む)で発行致します。

2) 取下げ手数料

申込み及び各種届出後、お客様の都合により取下げを行うときは、次のように取り扱います。

①試験を伴わない場合： 10,000 円

②試験を伴う場合

a) 試験着手前に取下げを希望されるとき :10,000 円

b) 試験中に取下げを希望されるとき :10,000 円 + 試験に要した工数に相当する額

c) 試験終了後に取下げを希望されるとき :試験に係る手数料の全額

3) 試験品返送料

試験品は、着払いにて返送致します。この際、梱包に係る費用の実費を別途請求させて頂きます。なお、やむを得ず保管延長をするときには、別途保管料を見積ります。

4) 特別措置

①特に試験を急がれる旨のお申し出があったときは、特急扱いとします。なお、特急扱いとする場合の試験料は、期間短縮の度合いにより規定された額の 3 倍以内の範囲で増額します。

②試験終了期間を限定しないお申込み、一括お申込み等の場合には、試験料を割引くことがあります(見積りによります)。

6. 手数料表にない手数料及び費用

1) この手数料表に定めのない手数料及び費用については、実費を勘案して見積るものとします。

2) この手数料表の手数料及び費用に消費税を加算します。

3) 試験品、試験に伴う資料等の送付料は、全てお客様のご負担とさせて頂きます。



RE 指令適合性評価料金一覧

項目	料金			
	RE 指令で定める適合性評価	弊社が提供するサービス		
証明書発行料	新規申請 ¥100,000/1 通 変更申請 ¥50,000/1 通	(注: お客様の依頼により弊社が実行する無線/EMC/安全試験及び技術文書作成は、弊社が認定を受けている RE 指令適合性評価機関としての業務範囲外となりますが、認証活動の内部資源として取り扱います)		
		試験	試験レポート発行*	技術文書作成
無線・電気通信に係わる適合性評価料: RE 指令第 3 条 2 及び 3	基本モデル: ¥50,000 類似モデル: ¥2,000/モデル 変更申請: ¥10,000~/モデル	モデル毎に見積り	¥50,000~	新規申請 ¥100,000~ 変更申請 ¥50,000~
安全に係わる適合性評価料: RE 指令第 3 条 1 a)	基本モデル: ¥50,000 類似モデル: ¥2,000/モデル 変更申請: ¥10,000~/モデル	モデル毎に見積り	¥50,000~	
EMC に係る適合性評価料: RE 指令第 3 条 1 b)	基本モデル: ¥50,000 類似モデル: ¥2,000/モデル 変更申請: ¥10,000~/モデル	モデル毎に見積り	EMI: ¥30,000~ EMS: ¥40,000~	
取下げ手数料	¥10,000	試験を伴う申請の場合 a) 試験着手前取下げを希望の場合 : ¥10,000 b) 試験中に取下げを希望の場合 : ¥10,000 + 試験に要した工数に相当する額 c) 試験終了後に取下げを希望の場合 : 試験に係わる手数料全額		
試験品返還料	N/A	指定の期日までに試験品をお引取りにない場合は着払いにて返送(梱包にかかわる費用を実費別途請求)。尚、やむを得ない場合の保管延長は別途保管料を見積り。		

*: 弊社に試験及び技術文書作成を依頼される場合、技術文書を作成するために試験レポート発行を合わせて依頼していただくことが必要となります。

*: 変更申請とは、同一モデルに対して以下の内容とします。その変更内容により、Radio、EMC、安全の評価費用が決定されます。

- ①: 無線設備の送受信装置に対する物理的な変更 (製造者と協議の上、同一製品とみなせるものであること)
- ②: 無線設備に対する物理的な軽微な変更 (筐体、電源装置など直接性能に影響しないもの。ただしアンテナ変更は軽微な変更とみなす場合もある)
- ③: 型式又は名称、製造者名等の変更 (申込書等に関する提出書類の変更を含む)

*: NBテストプラン作成及び検証費用については、別途お問合せ下さい。



弊社が認証可能な機器及び対応整合規格

対象とする特定輸出機器の種類		対応規格 ¹⁾	RE 当該項
下記全製品に適用される安全規格		EN 62479 (20 mW以下の低電力機器のEMF)	3.1.a
		EN 62311 (電子・電気機器のEMF)	3.1.a
		EN 50360 (耳近傍で使用する機器のSARの測定法)	3.1.a
		EN 50566 (耳近傍以外で使用する機器のSAR測定法)	3.1.a
		EN 62209-1 (耳近傍で使用する携帯機器のSARの評価手順)	3.1.a
		EN 62209-2 (耳近傍以外で使用する携帯機器のSARの評価手順)	3.1.a
		EN 60065 (オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器の安全要求事項)	3.1.a
		EN 60825-1 (レーザー機器の安全)	3.1.a
		EN 60825-2	
		EN 60950-1 (IT機器の安全、一般要求事項)	3.1.a
	EN 62368-1 (オーディオ、ビデオ、IT及び類似の電子機器の安全要求事項)	3.1.a	
受信機等	無線機器規格に含まれる以外のもの	EN 61000-6-1, EN 61000-6-2	3.1.b
		EN 61000-6-3, EN 61000-6-4	
		EN 61000-3-2, EN 61000-3-3	
		EN 55022, EN 55024, EN 55032, EN 55035	
		EN 303 340 (地上デジタルTV放送受信機)	3.2
		EN 303 345 (ラジオ放送受信機)	3.2
		EN 303 372-1 (衛星放送受信)	3.2
		EN 303 372-2	
		EN 303 413 (衛星位置情報受信機)	3.2
EN 301 489-1 (ERM:無線機器&サービスのEMC規格 共通技術要求事項)	3.1.b		
EN 301 489-53 (ERM:無線機器&サービスのEMC規格 地上音声放送及びデジタルテレビ放送設備)			
無線機器	ショートレンジデバイス (SRD)	EN 300 220-2 (ERM:25 MHz-1000 MHz, <500 mW)	3.2
		EN 300 220-3-1 (ERM:869.2 MHz-869.25 MHz, 低Duty高信頼性及び公的警報装置)	
		EN 300 220-3-2 (ERM:868.6 MHz-869.7 MHz, 無線警報装置)	3.2
		EN 300 220-4 (ERM:169.4 MHz-169.475 MHz, 計測装置)	
		EN 300 330 (ERM:9 k-25 MHz, 9 k-30 MHz インダクティブループシステム)	
		EN 300 440 (ERM:1 GHz-40 GHz)	
		EN 302 550-2 (ERM:40 GHz-246 GHz)	
		EN 302 858-2 (EMR:24.05 GHz-24.50 GHz)	
		EN 301 091-1 (ERM:76 GHz-77 GHz)	
		EN 301 091-2	
		EN 301 091-3	
		EN 302 264-2 (ERM:77 GHz-81 GHz)	
		EN 301 489-1 (ERM:無線機器&サービスのEMC規格 共通技術要求事項)	3.1.b
		EN 301 489-3 (ERM:無線機器&サービスのEMC規格 SRD)	3.1.b
		EN 301 489-51 (ERM:無線機器&サービスのEMC規格 SRD Radar)	3.1.b
		EN 303 348 (誘導ループ/テレコイル)	3.2
		EN 303 660 9 kHz以下の一般無線規格	3.2



対象とする特定輸出機器の種類		対応規格 ¹⁾		RE 当該項	
無線機器	ワイドバンド送信システム	EN 300 328	(ERM:2.4 GHz ISM帯、スペクトラム拡散方式データ送信システム)	3.2	
		EN 301 489-17	(ERM:無線機器&サービスのEMC規格 SRD)	3.1.b	
	携帯電話端末	EN 301 908-1	(IMT-2000、Third-Generation Cellular)		3.2
		EN 301 908-2	(IMT-2000、Third-Generation Cellular CDMA)		3.2
		EN 301 908-10	(IMT-2000、Third-Generation Cellular FDMA/TDMA)		3.2
		EN 301 908-13	(IMT-2000、Third-Generation Cellular E-UTRA)		3.2
		EN 301 908-19	(IMT Cellular WiMAX TDD)		3.2
		EN 301 908-21	(IMT Cellular WiMAX FDD)		3.2
		EN 301 489-1	(ERM:無線機器&サービスのEMC規格 共通技術要求事項)		3.1.b
		EN 301 489-6	(ERM:無線機器&サービスのEMC規格、DECT)		3.1.b
		EN 301 489-7	(ERM:無線機器&サービスのEMC規格、GSM、DCS)		3.1.b
		EN 301 489-24	(ERM:無線機器&サービスのEMC規格、IMT-2000)		3.1.b
		EN 301 489-52	(ERM:無線機器&サービスのEMC規格、携帯電話)		3.1b
		EN 301 511	(GSM 900、DCS 1800)		3.2
	ワイヤレスマイク	EN 300 422-1	(ERM:3 GHzまでのワイヤレスマイク、Class A受信機)		3.2
		EN 300 422-2	(ERM:3 GHzまでのワイヤレスマイク、Class B受信機)		
		EN 300 422-3	(ERM:3 GHzまでのワイヤレスマイク、Class C受信機)		
		EN 300 422-4	(ERM:3 GHzまでのワイヤレスマイク、補助装置)		
		EN 300 454-2	(ワイドバンドオーディオリンク)		3.2
		EN 301 357	(863-865 MHz無線マイク)		3.2
EN 301 489-1		(ERM:無線機器&サービスのEMC規格 共通技術要求事項)		3.1.b	
EN 301 489-9		(ワイヤレスマイク、類似RFオーディオリンク機器)		3.1.b	
無線LAN	EN 301 489-1	(ERM:無線機器&サービスのEMC規格 共通技術要求事項)		3.1.b	
	EN 301 489-17	(ERM:2.4 GHz、5 GHz無線LAN)		3.1.b	
	EN 301 893	(BRAN:5 GHz無線LAN)		3.2	
	EN 302 567	(BRAN:60 GHz)		3.2	

¹⁾: 列記した規格全てを適用することではなく、これら「規格名」の中から該当機器に適用される規格を選択する。これら以外に、当該整合規格を一部適用する又は全て適用しない場合の評価基準につきましては、別途弊社webで公表します。

弊社は、日本と欧州との相互認証協定に基づいて、上記機器の RE 指令への適合性を評価する機関 RE 指令においてはノーティファイド・ボディとして認定されております。